

意見書案第 3 号

夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月15日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 大 橋 保 治

賛同者

東近江市議会議員 鈴 木 則 彦

東近江市議会議員 浅 居 笑

夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書

近年、夫婦が別々の氏（姓）を名乗ることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたっても議論となり、同計画では、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に配慮」するとなっています。

夫婦別姓は必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓になり、ひいては兄弟姉妹がバラバラの姓になる可能性すらあります。平成29年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は62.6%にも上り、子供への心の影響を第一に考えるべきです。

また、同世論調査では、同姓（通称使用を含む）を名乗るのが良いという考え方が53.7%、別姓導入賛成は42.5%と意見が分かれており、夫婦別姓の導入は、国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも、自ら別姓を希望する人は一割にも達していません。

さらに、夫婦別姓は「選択制」だから良いのではないかとされていますが、「選択」であっても、それが導入されると姓は「個人の呼称」にすぎなくなり、それは「ファミリーネーム」の否定となり、社会の基礎である家族とその制度に重大な問題を引き起こしかねません。

私共は、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められた様に「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないような」運用をすすめて、「引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」など施策を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

東近江市議会議長 市 木 徹

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、女性活躍担当大臣